

令和3年度第12回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-26につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号4-26、2件について報告します。場所は■■■支所から■■■方向へ■■■kmのところにあります。令和4年3月19日に■■■■委員と申請人の■■■■氏が高齢で動けないということで長男の■■■■氏同行のもと現地調査及び聞き取りをしました。申請地につきましては■■■■の建設残土の受け入れを行い2筆を1枚の水田のするための工事で工期が1年と見込まれますので一時転用の申請を行うものです。被害防除措置計画等許可の要件は満たしていると考えられますので問題ないと思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。4-27、4-28の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■番	4-27、4-28についてご報告させていただきます。3月22日■■■委員と私そして申請人でありま■■■さん3名の立会いのもと現地確認しました。現地は■■■より■■■方面へ約■■■kmの県道脇の一画でございました。この案件につきましては始末書等も提出されておりますので何ら問題ないと思われま。ご審議の程よろしくお願いたしませ。
	議 長	ありがとうございました。4-29の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号4-29について報告します。場所は■■■屯所から■■■へ■■■mの場所にあります。3月21日に■■■■

		農業委員さんと現地調査しました。3年ごとの更新ということで今回2回目の申請になっております。太陽光発電の下で椎茸を栽培されているということです。何ら問題ないものと思われま。審議の程よろしくお願ひします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	■番	■番 ■番です。4-29についてなんですが、300㎡のうちの0.2㎡という意味がちょっとよく分からないのでその説明と3年ごとの更新で椎茸は8割程度収量がいるというのがあると思うんですが、それが解除になっているのかどうか分かりませんが、もしそこらへんは調査されたのかどうかお聞ひしたいです。
	事務局長	事務局から説明いたします。この0.2㎡は柱の面積が0.2㎡ということで柱部分だけの一時転用でございます。太陽光パネルの柱の面積でございます。今の8割のご指摘ですが毎年営農型太陽光発電の申請は今回は椎茸でございますのでその収量は農協に照会しまして地域の収量と比べまして8割は確保されております。この8割の収量がなかったら農業委員会のほうから指導しなければいけないことになっておひまして、この3年間はそれを下回ってはいないということで、今回また3年間の一時転用の申請を出されて問題はないと思われま。ただこの3年間は出してくださいと督促はしてはいたんですが少し期間が切れておひます。切れる前の申請になっておひません。今日から3年間ということになりますのでその間がしばらく開いていたということにはなるかと思ひます。
	■番	補足をしますがこの太陽光パネル下で椎茸原木を並べて周囲を遮光シートで囲ってあります。それと散水をするような施設も置いておひましたので適宜散水をされておひようでございます。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂ひます。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続ひまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願ひします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願ひしておひます。5-23の案件につひまして、■推進委員お願ひします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-23について報告します。場所は県道■線の■mのところにおひます。3月23日に■委員と私の2人で現地調査しました。この案件は先ほど事務局から説明があひましたが、令和3年12月の総会で審議される予定でしたが設置場所の面積が申請したものより変更が生じ太陽光

		<p>パネルの配置図も変更になるため訂正し正しく設置関連図を添付し今回の総会に申請するものです。申請理由は譲り渡し人は高齢により耕作困難な状況になるため譲受人の要望に応え申請を快諾したものです。譲受人は売電事業を継続し安定した売電収入を得るため申請地を譲り受け太陽光発電設備に転用し太陽光パネルを設置するものです。航空写真にありますように■■■■番地■■■■番地今回の■■■■番地これを一帯として280枚の太陽光パネルを設置するものであります。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-33の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。</p>
	■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-33について報告します。場所は■■■■支所から■■■■ハ約■■■■kmの県道■■■■線を■■■■ハ約■■■■kmのところにあります。調査日時は3月23日に■■■■農業委員と太陽光発電の業者の■■■■の■■■■さん同行のもと調査しました。譲り渡し人は何十年も農業を行っておらず高齢のため今後も耕作することを考えておられずこのまま荒らすのは周囲に迷惑が掛かると譲受人が買い受けて太陽光パネルを設置するものです。この申請のあった農地は農業振興地域外です。手続きは不要と思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画等許可の要件は満たしていると考えられます。審議の程よろしくおしいたします。</p>
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第3号議案	議長	<p>続きまして議案第3号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■推進委員をお願いします。</p>
	■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号6-3について報告します。場所は■■■■支所から■■■■を■■■■ハ約■■■■kmのところにあります。調査は3月23日に■■■■農業委員と私の2人で調査しました。今回の農地につきましては空き家バンクに付随した農地です。現況写真綴りの8ページと航空写真の7ページを見て下さい。申請のあった土地の現状写真を見てもらえれば分かるように草刈り等はされているようですが耕作されていません。聞くとところによると購入希望者がおられ耕作管理</p>

		をやる気満々のように思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案 第5号議案	議長	続きます。議案第4号「農用地利用集積計画(第73号)について」と議案第5号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■番です。最初に会長が挨拶の中で今後は基盤強化法でするものと3条でするものとあると説明されたんですが、ちょっとよく分からなかったのもう一回そこら辺のところとどういふうに関係してくるのかなということで、もし具体的な説明があれば知りたいんですが。
	議長	基盤強化法による利用権設定制度というものはなくなります。基盤強化法というのは担い手等に土地の集積をする場合により簡易な方法で集積をするという目的で作られたもので本来高原町が行っている利用権設定は担い手じゃなく小さい農家もすべて基盤強化法を便宜上使っていたということで県の方に言わせたら広義の解釈でだめですよというご指摘があるようです。あるようですが今までは便宜上それをやらせておったということのようです。それで今回基盤強化法の中に中間管理機構の中間管理事業が組み入れられたということで、今後農地として活用する地域と牧草地とか他の要素で利用する農地を地区別に色分けをしなければいけないんです。それで農地として活用する地域においては基本的には人・農地プランを立ち上げなさいよという指定が加わります。そのエリア内の農地については中間管理機構事業で現在の基盤強化法でやっている利用権設定と同じようなやり方でするんですが、そのエリア外の貸し借りをする場合は基盤強化法は使えませんよ農地法でやりなさいよということで、どこがどうなるかはこれからお互いに決めなくてはいけない。ですから今中間管理機構へ貸したり中間管理機構から借りる場合は農地利用集積計画というものと配分計画原案というもの2つに分かれておったものが今度はこれを1つにして対応するようになるようです。要するに土地の貸し借りは農地バンクを経由しなさいよという趣旨だろうというように思います。ですから1年かけて十分勉強しなければいけ

		<p>ないと思うんですが、地区外の人が手が掛かるようになったよということです。中間管理機構の事業を使ってやる場合は今までと同じような申請でいいと思うんです。3条を使ってやる場合は全部事項証明書や公図などの添付が必要になってくるということです。3条で賃借権を設定してそのままほっとかかれていたら次に貸そうとした場合は農業委員会のほうの農地台帳には前の借りた人の名前がずっと残っておりますので、使用賃借権のただで貸しているものはその限りではなくなってまいりますのでいつでも取り消しはできますよと、賃借権のほうはそうはいかない。ですから仮にAさんに貸していた農地の契約が満了したんだからほっとけばいいやと言う訳にはいかないんです。その契約は解除しますよという申請を農業委員へ出してもらわない限り農業委員の農地台帳の賃借権というのは消しようがないということです。</p>
	■番	<p>今13ページの経営基盤強化法で13行ばかりありますし23ページに農地中間管理機構との集積計画がありますが、以後は全部23ページのような形になるということですか？</p>
	議長	<p>どういう様式で出てくるのかはまだ聞いておりませんが、農家から中間管理機構が借りてそれから集積計画が作られて、中間管理機構から次の耕作者へ配分するという今の場合は2段階で議論しているものがもう一発でいきますよと。だからどういう表に変わってくるのかまだ分かりません。</p>
	■番	<p>全部中間管理機構を通すということになると14ページから22ページまではもうそういう形じゃないと、23ページだけのようになるのかな？</p>
	議長	<p>利用権の設定を受けるもの、利用権の設定をするもの、利用権の設定を受けるものここが3列になるのかな。まだそこらが決まったものが出ていないのでどういう形式になるのかは分からないんですが、いずれにしても2つを1つにまとめてしまうよと。ですから今農家のほうが貸すのは基盤強化法の利用権設定を使っている。</p>
	■番	<p>それを今度は全部中間管理機構のほうへ変わるということ？</p>
	議長	<p>今度は中間管理機構から借りる場合は配分計画という、基盤強化法ではなしに中間管理事業になって2つの法律で貸し借りが発生していたものを1つにまとめようということのようですのでどういう形式になってくるのか、おそらく2つのっているのが3列に貸しているものを中間管理機構が借りてそれを次の人へ貸すという形になるのか、もう中間管理機構というのを表から消すのか、これから1年かけてそういったものが出てくるんだろうと思います。</p>
	事務局長	<p>事務局から補足させていただきます。最後の事務連絡のところでお話しさせていただこうと思っていたんですが、経営基盤法は改正になります。それで今後目標となる地図の作成、これが農業委員会がすることに</p>

		<p>なっておりますが今は各事業がらみで人・農地プランを作成しております。補助金をもらったりするのに人・農地プランがないといけないということしております。それが法制化されて町が人・農地プランを作成しなければいけないということになります。その人・農地プランの元になるものは何かと言いますと、令和4年度に皆さんにお配りするタブレットに入力されたものが元になるんです。元になるデータというのが現場に持って行って70歳以上の方に5年後10年後どうするか1筆ごとに聞くんです。聞いて私は息子がいるから息子が作るとか、作り手がいないから貸したいとかそういうのを1筆ごとに入れていったものが地図の元になるんです。その資料を元に町と協議をしながら目標となる地図というのは1筆ごとに借り手受けてが明記してあることになります。こういったことが今後10年後に誰が作るかというようなことが目標となる地図になって、それを作るために令和4年度に皆さんに1つずつタブレットを配布できることになったんです。そうすると目標となる地図に入っている農地については基盤法での利用権設定はなくなります。農地バンク法が改正になって今は中間管理機構は1筆が1反以下で大型機械が入る道路が隣接していない遊休農地は借り受けしないという基準があります。そここのところが目標となる地図に入っている農地だったら借りるのか。反対に言えば中間管理事業を通して下さいよということをおっしゃっております。しかしながら、中間管理機構はまだそれを示してはいません。令和4年度の事務処理等の会議でお示しされるのではないかと考えております。それに入らない農地については全部3条申請です。人・農地プランが作成されない農地については相対の契約になります。ですからその3条に入ってくるのが多分沢山増えるだろうと思います。それを皆さんに事前審査していただいてこの総会で審議していくということが予想されます。</p>
	<p>■番</p>	<p>例えば■さんが貸して私が借りると、それで■さんが1反以上の田が3枚あるのを私が全部作るよと言うのに、1つは中間管理機構に出し1つは出したらいけん別の事ですなさいよというふうに説明を受けとったんですが。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>ですから今管理機構は1反以上とか言ってますけど、そここのところは目標となる地図に入っていたらすべて借り受けて下さいよと、そうしないとおかしいですよとっております。まだ借受け基準を管理機構が示していません。だから今後借受け基準が変わってくるんです。集積計画は個々のものも今までは入っています。表にあるように中間管理機構との貸借が23ページにあると思うんですが、ここからは中間管理機構を通して貸し借りがされるものです。そのあとにそれを配分する計画ということで第5号が出ているわけです。そここのところの集積と配分が同じ表でされるのではないかとというふうに思われます。3条の場合は間に</p>

		<p>入る人はいらっしやらないので相対ですが、今までは、■■■■から機構、機構から■■■■とういふうになっておりました。そのところ一本でされると聞いております。しかしながら様式等々につきましては4年度に説明があってお示しされるのではないかと考えているんですが、今現在はそういう様式は示されておられません。また会議でお示しがあたら総会ごとに、またどうしても聞いていただかなくてはいけないことは研修会を開催して一緒に研修していくようになるのではないかと考えております。</p>
	■■■■ 番	<p>はい、また楽しみにしています。</p>
	議長	<p>ですから今の法律では利用権設定については農業委員会が設定するのではなくて農業委員会の意見を求めるということになっておりますので、おそらく次の改正になってもその項目は残るんだろうと思います。ですから役場の窓口も大きくやり方が変わってくる、農業委員会のほうも見方が変わってくるということと、目標地図を作らなくてはいけないこれが大変なんです。ですから一つの谷の中でもこの端とこの端は外そうということになると、中の方は目標地図でやっても両サイドは3条でいかざるを得ないということですので、その目標地図を作るのを各ブロックごとに分かれて現地を見ないと分からないのか、地図だけで判断するのかが大変なんです。それと個人別目標も示されますのでそれによって活動記録簿の状況を見て勤務調整を事務局が行わなければいけない。そのものをネットで公表しなければいけないんです。これが今後4年度中に詳細が示されるんだろうと思います。面積的にも今神石高原町の下限面積は3反と空き家バンクに付随する農地については1aの下限面積を設定しておりますが令和5年度からすべて廃止になりますので、1㎡から誰でも自由に買えるようになるということです。ですから、17条2項についても令和5年度から申請をする必要はなくなります。分散錯圃ものを整理して一か所へまとめるようにしましょうと言いながら、下限面積が廃止されますと分散錯圃の整理ができなくなるだろうと皆懸念しております。下限面積が廃止されますとおかしいだろうと、言っていることと逆行していると会長会議などでも出ましたが、半農半Xを進めて農地の荒廃を防ぎますよということを打ち出したことで半農半Xを進めるためには下限面積を厳しく言えばできなくなるということなんだと県は言っております。それを言いながら農地を集積して耕作者ごとにエリアを決めて分散錯圃を解消しなさいと言っており矛盾だらけの改正になっているように思いますが、法律改正になれば国会でどういう意見ができるか分かりませんが、来年度になって詳細が出てくるのではないかと思います。</p>
	■■■■ 番	<p>■■■■の■■■■は人・農地プランができたからこういった形になったということですか。</p>

議 長		<p>これは■■■■の■■■■農事組合法人というのがあって■■■■地区の大半が人・農地プランで固まっていたんです。これが今年の3月末に解散をされましたので新たに■■■■地区の人・農地プランを立ち上げてそこへここに載っている方が担い手として借り入れを表明されたということです。以前■■■■が管理されていた農地も端のほうは誰も借り手が出ませんでしたので、今後は荒れてくるのかなという状況になっております。ですから新しい人・農地プランを立ち上げたということです。</p>
■ 番		<p>19ページの■■■■さんは人・農地プランから外れたということですか？</p>
■■■■		<p>基盤法による利用権設定なんですけども、議案でいけば19ページの■■■■には■■■■さんが■■■■と利用権設定をされています。これは農地中間管理機構を通さずに相対での利用権設定ということです。それ以外の23ページ以降農地中間管理機構を通した利用権設定になります。最初の19ページの■■■■さんと■■■■さんの利用権設定につきましては人・農地プランの区域ではあるんですが、農地中間管理機構を通さずに相対でしたいという申し出がありましたので、相対での基盤強化法による利用権設定をされたということでありまして。人・農地プランを設定している地域であってもその地域の中では中間管理機構を通す方もいらっしゃる、通さずに相対で利用権設定をされる方もいらっしゃいますので、必ずしも人・農地プランをしたから農地中間管理機構を通すということは現在のところありません。ただ、今会長さん局長さんが言いました通り令和4年度以降につきましては人・農地プランを作って目標地図を作ったところにつきましては原則農地中間管理機構を通しましょうというような仕組みに変わんですけど、現時点では必ず人・農地プランを作ったからといって中間管理機構を通さなくてはいけないということをごさいます。こういうことで、同じ吉ヶ迫におきまして中間管理機構を通す方もいらっしゃる、相対で契約される方が存在するということでご理解いただければと思います。</p>
事務局長		<p>補足なんですけど、人・農地プランは今回改めて作ったから載せているんじゃないんです。今■■■■が言ったように20ページまでは相対で設定したもので23ページからは利用権設定を農地中間管理機構を通してしたものでございます。人・農地プランはここはございますが改めて作った分ではないんです。今後法制化されて新しく作る人・農地プランについては、今あるものはそれをそのまま持っていくかは検討中だそうです。</p>
議 長		<p>人・農地プランを作ったところはそれに加入する農家がいるわけですが、今は作っているが5年後はリタイヤするよとその時は、そこへ担い手として登録している方が責任もってその農地を耕作してくださいよという前提条件がついております。まると中間管理機構というのが農業</p>

		<p>新聞に載ったことがあります。集落全体をまるっと中間管理機構という組織を作ってリタイヤした人が出たらその集落が責任をもって守っていきましょうというようなことをできればいいなという国の考え方でやっているんだと思います。中間管理機構を作ってその成果が十分に上がっていないんです。ですから成果をあげるため農地を減らさないため機構をフルに活用する策が次々打ち出されているんだろうと思います。これから1年間かけて色々状況が変わってくると思います。皆さんと一緒に勉強しながら進めていけたらと思います。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農用地利用集積計画（第72号）について」を採決しますが、議事参与のある案件から採決します。 まず、5-3を採決しますので、■■■■委員は退室してください。 （採決） ■■■■委員は入室ください。 続いて8-3を採決しますので、■■■■委員は退室してください。 （採決） ■■■■委員は入室ください。 その他の案件につきまして申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 議案第5号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議 長	<p>以上で本日まで提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後2時57分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和4年4月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>5番 高原委員</p> <hr/> <p>7番 坂井委員</p> <hr/>